

【最近の動き】

1. 10月から11月にかけて、日本国特許庁と中国政府機関との間で下記の意見交換がなされました。

(1) 第6回日中商標長官級会合

・日時：2007年10月17日(水)

・場所：日本国特許庁

・参加者：

特許庁 肥塚長官、武濤審査業務部長 他

中国商標局 安青虎商標局長、謝冬偉副処長(法律事務処)、陳永生幹部(法律事務処)

・概要

2003年11月以来、4年ぶりの開催となる日中商標長官会合では、中国における審査処理の迅速化や商標法改正等の課題について意見交換を行った。また両庁の間で、審判に係る業務効率化やIT化における協力、両国での出願手続等をまとめた冊子での出願人への情報提供等、今後定期的な実務レベル・ハイレベルでの協力関係を継続することに合意した。(後述)

なお、商標権保護の強化に向けた制度・運用面での改善について、(A)相対的な拒絶理由について審査を廃止することへの懸念、(B)外国の周知商標の保護強化、(C)類似商標に係る商標権侵害の刑事罰化、(D)異議申立人の資格制限への懸念について我が国産業界の関心が高い旨伝えるとともに、法改正の検討過程で、引き続き両国間での意見交換を行うこととなった。

(2) 李東生国家工商行政管理総局副局長との意見交換

・日時：2007年10月31日(水)

・場所：日本国特許庁

・参加者：

特許庁 肥塚長官、武濤審査業務部長 他

総局 李東生総局副局長、范漢雲商標局副局長、劉曉春処長(総局外事司)、王莉副処長(商標局異議裁定一処)、劉毅幹部(総局弁公庁)

・概要

A) 商標と中小企業との関係

国家工商行政管理総局(SAIC)より、商標保護の目的は経済発展を促すことであり、GIの導入により、農村・農民の収入を増加させることについて一定の成果があったとの報告がなされた。これに対して、JPOより、農林水産省と知的財産に関する連携会議を開催し、地域団体商標の活用促進について意見交換を行ったことを紹介。また、中小企業に対する商標出願支援を行う必要があること、地域団体商標の活用を大都市以外の地域にも促したいことを説明。

B) 商標法改正について

JPO より、相対的拒絶理由を採用しない中で、外国周知商標をどのように保護していくのかという点について産業界の関心が高いことを説明した。その上で、相対的拒絶理由を採用しなければ、商標評審委員会の負担が増大するおそれがあることを指摘したところ、SAIC より、商標法改正は検討中の事項であり、未だ合意に達していないこと、他国の経験も聞きつつ中国の国情に一番合ったやり方を採用する旨説明があった。

(3) 第 14 回日中特許庁長官会合

・日 時：2007 年 11 月 16 日（金）

・場 所：中国国家知識産権局

・参加者：

特許庁 肥塚長官、小柳国際課長、内山地域政策班長 他

産権局 田局長、銭国際合作司副司長、寧情報化弁公室副主任 他

・概 要

A) 第三次専利法改正に係る意見交換会

今後改正作業に入る実施細則、審査指南について、改正案の作成状況に応じた適切なタイミングに、学者や日本企業の関係者等も含めて意見交換会を開催することに合意し、実務者レベルで詳細を検討していくこととなった。

B) 特許審査官の相互派遣

審査実務における相互交流は、両国間でのサーチ、審査結果の信頼感の醸成に貢献するとの共通認識のもと、将来的な国際審査官協議を視野に入れ、JPO と国家知識産権局（SIPO）との間で特許審査官を 2008 年度より相互に派遣し、審査実務の調査等を行うことに合意。さらに、先方からは JPO から 6 ヶ月程度の長期審査官受入の提案があり、次年度検討を行うことで合意した。

C) 意匠審査・審判実務に係る協力の推進

意匠分野における日中審判会合を 2008 年度に開催し、両庁の意匠審査・審判実務の運用等について SIPO と情報交換を行うことに合意。

D) 人材育成の協力

急速な出願増加に対応すべく SIPO において審査官・審判官の大幅な増員（2006、2007 年において約 1100 名の審査官増員）が行われているなか、中国からの研修生の受入等の人材育成支援を継続していくこととなった。

E) 両庁人材育成機関間（工業所有権情報・研修館及び中国知識産権培訓中心）対話の場の設置と交流開始

急増する中国国内特許出願への対応として中国の人材育成システムの向上に積極的に貢献することが必要であり、（独）工業所有権情報・研修館と中国知識産権培訓中心の協力関係を構築すべく、情報交換等を行っていく対話の場を設けることに合意。

F) 日中特許庁間の協力方法の拡充と日中機械化専門家会合の開始

協力の重点分野において専門家会合を創設することについて合意。また、優先権書類の電子的交換、英語での情報発信の為の機械翻訳等の迅速な実現を目指し、日中機械化専門家会合を立ち上げることに合意。

G) 日中両庁知財協力 30 周年、日中特許庁長官会合 15 周年の記念イベント

2008 年に東京において、両庁知財交流 30 周年及び両庁長官会合 15 周年の記念イベントを開催することに合意。これに加え、SIPO からは過去の両庁間協力をまとめた記念誌の発行が提案され、情報提供等の協力依頼があった。

(4) 安青虎商標局長との会談

・日 時：2007 年 11 月 15 日（木）

・場 所：中国国家工商行政管理総局

・参加者：

特許庁 肥塚長官、小柳国際課長、内山国際課長補佐 他

商標局 安商標局長、任処長（法律事務処）、陳処長（案件指導処） 他

・概 要

A) 中国の商標法改正案について

商標法改正案に対する意見書を提出した上で、相対的拒絶理由の職権審査の廃止、外国周知の未登録商標の保護、異議申立の資格の制限、類似商標による商標権侵害行為の刑事罰化等についての検討を要請。

B) 今後の協力の拡充

i) 実務者レベルの会合の開催

日本より、異議・審判の運用、機械化や人材育成に関する意見交換を提案。来春にも実務者レベルの会合を行い、長官級会合の開催につなげていくことで合意。

ii) 両国の出願手続及び審査基準等をまとめた出版物の作成

日中間で、相手国への出願に必要な手続や審査基準をまとめた書籍を共同で出版することに合意。

iii) 商標に関する出願手続等のセミナー開催

日中の出願人に対して、両国における出願手続等を知らしめるためのセミナーを開催することに合意。

C) 商標権にかかる行政エンフォースメントセミナー開催

商標局より、商標権侵害品に対する法執行について、行政当局による対処の現状や商標局の取組を紹介する行政エンフォースメントセミナーを東京で開催することが提案され、JPO もこれに合意。

(5) 周商標評審委員会副主任との会談

・日 時：2007 年 11 月 15 日（木）

・場 所：中国国家工商行政管理総局

・参加者：

特許庁 肥塚長官、小柳国際課長、内山国際課長補佐 他

評審委 周副主任、汪副処長（法務処）、張副処長（案件審理三処） 他

・概 要

A) 商標法改正案について

JPO より、相対的拒絶理由の職権審査の廃止に関して、異議と審判の審理を遅滞させない対策の必要性、また外国未登録周知商標の保護、異議申立制度の資格制限、類似商標の

商標権侵害の刑事罰強化について検討を要請。評審委員会からは、商標出願件数が大幅に伸びるなか、相対的拒絶理由の職権審査の廃止により異議申立件数が増えることが予想され、この問題を解決するために、異議申立を行える資格を利害関係人に限定し簡易手続きの導入を検討していること、及び今後もパブコメの機会を設けて広く関係者の意見を聞きながら改正する旨説明があった。

B) 中国における商標権侵害問題について

JPO より、中国における商標権侵害への適切な対処が必要であると述べたところ、評審委員会より、商標権侵害や周知商標の問題をうまく解決できない理由として、当事者が中国の法制度を十分に理解していない点を指摘。行政、司法の措置を採る際には適正で具体的な証拠収集、証拠提示等が重要であること、国内外にかかわらず全ての企業を同等に取り扱っていることが説明された。また、巧妙化する権利侵害問題を解決するためにも両国間の協力を継続したい旨の表明があった。

(6) カオ (GAO) 国務院法制弁公室副主任への表敬訪問

・日 時：2007年11月16日(金)

・場 所：中国国務院法制弁公室

・参加者：

特許庁 肥塚長官、小柳国際課長 他

法制弁 カオ (GAO) 副主任、張副司長 (教科文衛法制司)、袁処長 (法規審和外事司)

他

・概 要

カオ (GAO) 副主任より、中国の法制度、法制弁公室の業務概要が紹介された後、張副司長より、知財関連法制度の現状や最近の動向が紹介された。JPO より、現在国務院で審議中の専利法に関して、SIP0 案から内容が変更される場合には、改めて意見を申し述べる機会を与えてほしい旨要請。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 中国、TRIPS 協定改正議定書を批准 (新華社 10月29日)
2. 無形文化の著作権保護へ 立法活動スタート (荆楚網 11月7日)
3. 中国、知財保護支援センターの整備推進へ (国家知識産権局 11月11日)
4. 気象に関する技術革新システム構築へ、6 部門が共同発表 (国家気象局網 11月22日)

○中央政府の動き

1. 税関総署、知財保護キャンペーン「竜舟行動」展開 (税関総署ウェブサイト 11月1日)
2. 国の知財戦略、まもなく発表 (中国新聞網 11月1日)
3. 中国、知財評価ルールの策定に着手 (中国証券報 10月31日)
4. 中国商標祭、湖南・長沙市で開催 (中国新聞網 11月5日)
5. 特許技術等の取引扱う全国システム、北京で発足 (新華網 10月29日)

6. 税関、類似商標への取り締まり強化（税関総署ウェブサイト 11月13日）
7. 最高裁 馳名商標の司法認定管轄裁判所を集中へ（中国工商報 11月9日）
8. 税関総署：税関における知財保護を強化（税関総署公式サイト 11月22日）
9. 温家宝総理、中国—アセアン知的財産権協議の進展望む（国家知識産権局 11月21日）
10. SIPOとJPOの第14回長官会合、北京で開催（国家知識産権局 11月19日）
11. 版權局：コンテンツ産業の発展は著作権保護がネック（中国新聞出版報 11月10日）

○地方政府の動き

1. 杭州、正規版ソフトの普及目指しマイクロソフトと連携（中国新聞出版報 10月31日）
2. 吉林省、有名ブランドの認定・保護規定を実施（新華網 11月2日）
3. 国際技術産権取引ステーション構築 上海（毎日経済新聞 11月7日）
4. 「中関村特許技術成果と知財優遇政策展」開催 北京（国家知識産権局 11月11日）

○司法関連の動き

1. ファイザー、「バイアグラ」特許めぐり勝訴（毎日経済新聞 10月29日）
2. 「秀水街」商標権侵害で訴えられ、ノース・フェイス勝訴（中国法院網 10月29日）
3. 商標不正登録事件で勝訴、百年老舗「王致和」（CCTVニュース 11月15日）
4. ケンウッド、中国での権利侵害訴訟勝訴（北京商報 11月13日）

○統計関連

1. 5年間で6万件の知財侵害事件を摘発 工商総局発表（新華社 11月04日）
2. 税関の1～3四半期の摘発案件、被害総額2億3000万元（中国政府網 11月13日）
3. 中関村の企業、売上8500億元で2003年の3倍に（中国証券報 11月8日）
4. 税関総署の「竜舟行動」、1日平均14件の違反摘発（政府網 11月16日）

○その他知財関連

1. 米、中国との知財対話強化望む（知識産権報 10月25日）
2. 中国初の自主知的財産権を持つ二次元コード登場（国家質検総局ウェブサイト 10月15日）
3. 交通銀行、中小企業向けに「著作権保証融資」サービス（新華網 11月8日）
4. 特許法の第3次改正、広東で座談会（国家知識産権局 11月2日）
5. 海賊版、中国コンテンツ産業に1000億元単位の損害（北京晩報 11月10日）
6. 米ハネウエル、上海に中国総合研究開発センターを設立（国際商報 11月21日）
7. ハイアール、ソウル東京にR&Dセンター設立へ（人民網 11月15日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 中国、TRIPS協定改正議定書を批准★★★

全国人民代表大会（全人代）常務委員会は10月28日、「知的所有権の貿易関連の側面

に関する協定を改正する議定書」(TRIPS 協定改正議定書)を批准した。これにより、知的財産権と公衆衛生事業とのバランス改善が見込まれる。同議定書は、中国など世界貿易機関(WTO)加盟国で公衆衛生問題が発生した場合、緊急対策に役立てられる。

WTO 一般理事会は 2005 年 12 月 6 日、TRIPS 協定改正議定書を可決した。同協定は、規定条件を満たす場合、加盟国が特定した特許薬剤の生産、輸出の権利を内国の製薬会社に付与できることを定めている。現行規定では強制許可の認められる範囲が、薬剤提供先を国内に限られていたが、今回の改正で制限が撤廃された。今年 9 月末現在、すでに米国、スイス、韓国、インドなど 10 カ国が同議定書を批准している。(新華社 2007 年 10 月 29 日)

★★★2. 無形文化の著作権保護へ 立法活動スタート★★★

中国の著作権保護及び著作権取引をめぐる国際交流会が 11 月 6 日、湖北省武漢市で開かれた。法学者として知られる中南財経政法大学の呉漢東学長は席上、無形文化遺産を系統的に保護するための「民間文学芸術作品著作权保護条例」が、近く制定されることを明らかにした。

制定作業中の著作権関連法にはこのほか、「ラジオ・テレビ法定ライセンス報酬方法」などがある。また「教科書の編纂出版にかかる法定ライセンス報酬方法」、「刊行物の転載抜粋にかかる法定ライセンス報酬方法」、「音楽作品の録音にかかる法定ライセンス報酬方法」、「著作権行政処罰実施方法」などの制定、改正も検討中。(荆楚網 2007 年 11 月 7 日)

★★★3. 中国、知財保護支援センターの整備推進へ★★★

国家知識産権局はこのほど「知的財産権保護支援活動に関する指導意見」を発表し、知的財産権保護支援センターを計画的に整備するとともに、全国で知財保護支援のための公共サービスを展開することを打ち出した。

知的財産権保護支援センターは、経済的な理由で知的財産権をめぐるトラブルの処理費用、訴訟費用を捻出できない国民・法人を支援するほか、解決の難しい案件に直面する国民や法人などの組織にもサービスを提供する。(国家知識産権局 2007 年 11 月 11 日)

★★★4. 気象に関する技術革新システム構築へ、6 部門が共同発表★★★

中国気象局、科学技術部、教育部、国防科学技術工業委員会、中国科学院、国家自然科学基金委員会の 6 部門はこのほど、共同で「国家気象科学技術革新システムの建設にかかる意見」を発表した。

意見は 2020 年を目標に、イノベーション国家づくりの要請に見合った、国の気象技術革新システムを構築。合理的な布陣、明確な任務、開放的な協力、強力なバックアップを目指す。

国家気象科学技術革新システムは、気象技術の開発や成果の普及、技術革新サポートの二部分からなる。うち技術開発や成果普及の面では、主に基礎研究を生かした応用研究を主体に、中国独自の知的財産権を取得できる科学技術成果の獲得を目指す。さらに、技術成果の産業化を積極的に進め、外国技術への依存が深刻な現状を打開したい考えだ。(国家気象局網 2007 年 11 月 22 日)

○中央政府の動き

★★★1. 税関総署、知財保護キャンペーン「竜舟行動」展開★★★

税関は10月1日、国境における知的財産権保護の特別取り締まり活動「竜舟行動」を全国でスタートした。同類の保護活動としては、近年でも最大規模となる。税関総署がこのほど明らかにした。

同活動は2008年3月31日まで続く予定。トータルな知財保護のほか、リスク分析技術、新型の税関検査設備を駆使し、人員配備やチェックの比率を高める。貨物輸送や郵便、速達などによる米国、欧州、香港、アラブ首長国連邦等への輸出貨物のチェックを強化し、取り締まりのポイントを絞って効率改善を図る。(税関総署ウェブサイト 2007年11月1日)

★★★2. 国の知財戦略、まもなく発表★★★

中国が進めている知的財産権戦略の策定作業は、着手から2年余りを経て、特別研究20項目が予定通り完了するなど重要な成果を挙げており、まもなく「国家知的財産権戦略要綱」が発表される見通しになった。国家知識産権局の田力普局長が10月30日、「2007中国評価フォーラム」で明らかにした。

田局長によれば、国の知的財産権戦略はあらゆる方向性・プロセス・分野をカバーするトータルな発展戦略として、今後かなり長期間にわたり、中国の知財事業の発展指針となりそうだ。国家知財戦略は、中国における知的財産権の創造、運用、保護、管理についてトータルな戦略を定めており、中国の国際競争力の向上や経済・社会・科学の発展に役立てられる。(中国新聞網 2007年11月1日)

★★★3. 中国、知財評価ルールの策定に着手★★★

「2007中国評価フォーラム——知的財産権戦略と資産評価」が10月30日午前、北京で開幕した。中国資産評価協会の劉萍副会長によれば、「専利資産評価にかかる指導意見」(意見募集草稿)がほぼ完成し、11月末に発表される見通し。中国では、無形遺産の評価ルールの枠組みの一部として、▽特許・実用新案・意匠(「専利」と総称)▽商標▽著作権▽コンピューターソフト——向けの資産評価ルールの制定が待たれていた。資産評価の指導意見の作成により、整った知財評価ルール体系を構築し、知財評価の管理や規範を強める必要が出ている。

フォーラムの出席者はいずれも、国民経済の発展を促すには、知財関連の制度を整備することが不可欠との考えで一致。2006年末までに中国の特許出願件数は累計330万件を突破しているが、その実施率は10%に満たない。実施率が低い大きな理由の一つは、価値評価など知財権の仲介システムが未熟で、特許と市場の間にズレがあり、産業化のためのルートが十分に整備されていない。このため、資産評価は重要なステップであり、研究成果を産業化するための鍵である。価値の発見や分析などを通して、企業の自主革新や知財の産業化、生産力への転化にもつながりうるとした。

今年1月、国家知識産権局と中国資産評価協会は共同で知的財産権価値評価推進プロジェクトを始動した。プロジェクトは初期成果を上げており、知財価値評価データ情報システムは建設の実質的な段階に、評価基準の制定も専門家審議の段階に入っている。

統計によると、06年末現在、全国の登録資産評価師は3万人余り、評価機関は3500カ所に上る。(中国証券報 2007年10月31日)

★★★4. 中国商標祭、湖南・長沙市で開催★★★

「商標保護を強化し、調和ある発展を促す」をテーマとする「2007中国商標祭」が11月3日、湖南省長沙市で開催された。中国本土のほか、香港、マカオや日本などから、企業

や商標機関の代表 5000 人余りが参加した。

中華商標協会の曹中強秘書長（事務局長）は、「商標祭は、知的財産権の保護を重視する中国政府の姿勢を示すもので、中国が商標戦略の中で得た大きな成果が集結する。世界の商標強国を目指す中国にとって強力な補助エンジンとなるだろう」と述べた。

期間中に開催される「2007 中国商標年次総会」には、世界知的所有権機関（WIPO）や中外商標協会、有名企業の幹部や専門家が出席し、商標関連法の動向、商標と農村経済の発展、中国の商標関連立法、法執行（エンフォースメント）活動などを議題に、フォーラムや交流活動を行う。「中国消費者に愛される商標」2007 年アンケート活動、「2007 中外商標文化博覧会」など 5 つの大型イベントも開かれる。（中国新聞網 2007 年 11 月 5 日）

★★★5. 特許技術等の取引扱う全国システム、北京で発足★★★

全国的な特許技術取引プラットフォームとなる「中国専利技術交易市場連盟」が 10 月 26 日、北京で発足し、公式ウェブサイトが開設された。北京産権交易所がこのほど明らかにした。

国家知識産権局の主催する「中国専利週（中国特許ウィーク）」公式ウェブサイトも同日開設された。同活動は 11 月 16～20 日、全国 20 カ所余りで同時に開催される。

中国専利技術交易市場連盟の加盟者には、国家知識産権局が 19 の主要都市に開設した国の特許技術展示取引プラットフォームも含まれる。公平、公開、公正をモットーに、各国・各地の特許技術等の取引資源を集め、加盟者間の情報共有を実現し、全国的な特許技術取引プラットフォームを形成する狙い。中国における特許技術取引の持続的、安定的かつ健全な発展を促す。（新華網 2007 年 10 月 29 日）

★★★6. 税関、類似商標への取り締まり強化★★★

税関はこのほど、類似商標による商標権侵害、郵便を使った違反貨物の輸出を相次いで摘発した。

温州税関の郵便局駐在事務所は 10 月 30 日夜、米国宛ての不審な郵便小包を発見。申告欄には「プラスチックボタン」の品名が記されていた。税関係員が開封調査したところ、プラスチックボタンはなく、有名ブランド「シャネル」のマークに酷似したプラスチック製ブランドマーク 2500 個が見つかった。本物のマークは「C」の字が二つ交差した形の商標だが、摘発されたマークは「D」の字が二つ交差したもの。「D」のうち縦棒の部分は、簡単に剥離するようになっており、はがせば「D」が「C」になる仕組みだった。「シャネル」の商標権利者により、摘発されたマークはすべて偽造商標と判定され、温州税関は法に基づいて貨物を差し押さえた。

他の各地税関でも、類似の商標権侵害案件が摘発されている。

貨物輸送ルートでの違反貨物の輸送がますます難しくなる中、発送者は郵便小包であれば追及を逃れやすいと考えて違反貨物の郵送を図ったとみられるが、今回は税関が先手を取った形だ。（税関総署ウェブサイト 2007 年 11 月 13 日）

★★★7. 最高裁 馳名商標の司法認定管轄裁判所を集中へ★★★

「最高人民法院（最高裁）の知識産権庭が現在、馳名商標（日本でいう「著名商標」に該当）の認定と保護に関する司法解釈について調査研究中で、馳名商標の司法認定の手順と法律適用基準をよりいっそう厳格にするため、今後、馳名商標の司法認定の管轄権のある裁判所を集中する」と、最高人民法院知識産権庭の夏君麗裁判官が、このほど明らかにした。

夏君麗裁判官は11月4日午後、「2007 中国商標祭り」において、最高人民法院を代表して「馳名商標の司法保護の問題」というテーマで講演される際に明らかにしたものである。夏裁判官によると、地方の各級人民法院が2001年以降に受理した商標民事訴訟案件は7千件を超え、うち法に基づき馳名商標と認定されたのは200件あまり。

夏君麗裁判官は、記者の取材に対して、「最高人民法院は馳名商標の認定範囲に対してすでに明確な規定を出しており、認定範囲を超えて認定した事件、または認定範囲内であるが元となる事件は権利侵害が成立しない場合、馳名商標を認定してはならない」と指摘した。夏裁判官はまた、馳名商標の認定と保護に関する司法解釈では、馳名商標の証拠書類の形式をさらに明確にし、例えば、当事者に権威部門の発行する企業の経営状況、業界の順位、税収のデータ等の証拠書類の提供を求めることも考えられると説明した。そして、馳名商標の現実的な状況の複雑性と多様性に鑑み、商標が馳名であるかどうかの考慮すべき要件について、依然として原則的な規定のみを作り出すことになるという。(中国工商報 2007年11月9日)

★★★8. 税関総署：税関における知財保護を強化★★★

税関総署はこのほど全国の税関に通達を出し、取り締まり活動の重点を随時調整して対象分野を積極的に広げ、創新型(イノベーション)国家づくりや知的財産権戦略の実施に応じていくよう求めた。

通達は各クラスの税関に対し、知財保護・取り締まりに向けた人材育成を強化し、権利侵害に当たる貨物の摘発率を高めるよう要求。同時に、税関による知財保護業務の「当事者が多く、高い透明性が求められる」という特性を踏まえ、取り締まり活動の公正や公開性を確保するとしている。(税関総署公式サイト 2007年11月22日)

★★★9. 温家宝総理、中国—アセアン知的財産権協議の進展望む★★★

温家宝総理は20日、シンガポールで行われた「第11回中国・アセアン首脳会議」で「提携の拡大、相互利益」というテーマで講演を行い、次のように語った。

この1年、中国とアセアン各国は、年初に行われた「第10回10+1首脳会議」の提案を積極的に実行に移してきた。具体的には農村の情報化、青少年の交流促進、メディアの交流促進、人材の育成・開発、環境保護、品質および食品安全の強化、鳥インフルエンザの予防、災害管理、平和維持などの分野で実務的な提携を実現し、良好な社会的利益を勝ち取ってきた。

今後1年は、中国は平等・相互利益、実際の効果重視、長期的な提携、相互発展の原則を引き続き維持し、「貨物貿易協議」および「サービス貿易協議」の内容を着実に実行していく。また、「10+1首脳会議」の枠内で、中国とアセアン各国の自主知的財産権に関する協議をさらに一歩進め、出来るだけ早く本件の提携について共通認識を持ちたい。このため来年、中国が主催し「中国—アセアン自主知的財産権研究・討論グループ」を立ち上げる予定である。(国家知識産権局 2007年11月21日)

★★★10. SIPO と JPO の第14回長官会合、北京で開催★★★

国家知識産権局(SIPO)と日本特許庁(JPO)の第14回長官会合が11月16日午前、北京で開かれた。会議では、審査官の人材育成、研修活動における協力、両局協力30周年および会談メカニズム立ち上げ15周年記念活動などのことで合意した。

会議では、国家知識産権局田力普局長は肥塚雅博特許庁長官ご一行の来訪に歓迎の意を表し、中国の知財事業の近況及び国家知財戦略の制定状況について紹介した。

日本特許庁肥塚長官は両局の協力を高く評価し、今後審査官を相互に派遣して審査実務を調査するなど更なる協力を歓迎する意を表した。(国家知識産権局 2007年11月19日)

★★★11. 著作権局：コンテンツ産業の発展は著作権保護がネック★★★

中国北京国際文化コンテンツ産業博覧会(11月8～11日)の一環として11月9日、コンテンツ分野の要人を招いた「2007中国(北京)国際著作権フォーラム」が開かれた。

出席した国家著作権局の閻曉宏副局長(新聞出版総署副署長)は「文化・コンテンツ産業の発展レベルは、著作権保護のレベルにかなり左右される」と指摘した。従来産業に比べ、コンテンツ産業は知的財産権を侵害されやすい。知財面でリスクの高いコンテンツ産業の発展を図るには、著作権保護の強化が欠かせない。

閻副局長によれば、国家著作権局は今後、コンテンツ産業への支援を強化し、創作、生産、流通、消費にわたる全プロセスを対象に、著作権システムの構築を図る。例えば法整備の面では、「民間文学芸術保護条例」や「ラジオ・テレビ組織の法定ライセンス報酬方法」などの起草を進める。このほか、取り締まりの強化、著作権取引のプラットフォーム整備、著作権モデル地域・モデル企業の育成を進める計画だ。(中国新聞出版報 2007年11月10日)

○地方政府の動き

★★★1. 杭州、正規版ソフトの普及目指しマイクロソフトと連携★★★

杭州市著作権保護管理センターはこのほど、米マイクロソフト社と協力合意に達した。双方は、正規版の生産者、販売者、消費者向けに健全かつ秩序あるビジネス環境づくりを進め、権利者や消費者の権利保護を図り、社会全体の知財保護・尊重の意識向上を目指す。協調合意に基づき、双方は知財保護に関するサービスや広報を展開する。緊密な協力による多彩な広報、教育活動を通して、正規版の販売や使用を促し、健全な社会、経済、法体系の構築につなげたい考えだ。(中国新聞出版網 2007年10月31日)

★★★2. 吉林省、有名ブランドの認定・保護規定を実施★★★

吉林省工商行政管理局は11月1日、「吉林省著名商標認定保護条例」を実施した。「条例」の規定によれば、吉林省内の有名ブランドと同一又は類似した商標を、名称や装飾として同一または類似した商品の名称や装飾に使用し、消費者の混乱を招いた場合、県クラスの工商行政管理部門が法により侵害行為を阻止した上で、不法収益の3倍以下の罰金を科す。収益の計算が不可能な場合、罰金は3万元以上10万元以下。

同一又は類似しない商品の名称、包装、装飾に他社の有名商標を用い、購入者に誤解を与えた場合、県クラス以上の工商行政管理部門が期限付きの是正命令を出す。期限内に是正されなかった場合、1万元以上の2万元以下の罰金を科す。(新華網 2007年11月2日)

★★★3. 国際技術著作権取引ステーション構築 上海★★★

6日に行われた2007年中国国際工業博覧会では、上海聯合財産権取引所は、「国際技術財産権取引所」の第一弾として7つの国と4つの国際機関にグローバル作業ステーションが設置される見込みを明らかにした。

今年の早い時期に、上海聯合財産権取引所は国家関連部門および国連開発計画・南南協力部(UNDP/SSC)の承認を受けて、技術関連の世界規模の取引プラットフォームとなる「国際技術財産権取引所」を構築。同取引所が全世界の技術プロジェクト情報、投資情報、

ないし世界各国の企業、ベンチャー投資機関などの情報を収集し、発展途上国の技術と資本のドッキングのため、市場化のプラットフォームを創立する。上海技術市場の制度運営モデルを採用し、国連の関連リソースを利用し、先進国と発展途上国との国際間技術・産業移転を推進し、科学技術成果の産業化と生産要素流動の国際化を加速させるなどして、発展途上国の発展に向けた技術権取引サービスを提供することが期待される。

UNDP 関係者によると、現在この取引所はネットワークとルール体系を構築する重要な段階にあり、来年1月をめどに市場の枠組が基本的に完成し、2月には運営をスタートする見込みだ。

上海聯合財産権取引所は科学技術部が認定する「技術移転促進のプラットフォーム」。上海の財産権市場ではこれまでに22カ国・地域の海外資本が技術と知的財産権の取引を行っている。(毎日経済新聞 2007年11月7日)

★★★4. 「中関村特許技術成果と知財優遇政策展」開催 北京★★★

11月7日に開催された「第12回中関村プロジェクト推進会及び投資相談会」に合わせまして、中関村知的財産権促進局は共催者として「中関村特許技術成果と知財優遇政策展」を行った。

展示コーナーでは、北京市、中関村科学技術園區の現在発布した「北京市特許出願補助金の管理に関する暫定方法」、「北京市特許発明奨励方法」、「中関村国家知的財産権制度モデルパークの知的財産権特別資金使用管理方法」、「中関村科学技術園區の特許促進資金管理方法」などの一連の知的財産権の優遇政策を展示し、参加者が北京市と中関村科学技術園區の知財優遇政策を理解するのに大きく役立った。

中関村園區の自主的開発の成果を展示するため、中関村知財促進局は園区内で百個以上特許プロジェクトを募集して、そして30数の優秀なプロジェクトを展示した。展示に参加したプロジェクトはバイオ、医薬、電子情報、環境保護などの多数の重点業界と領域に及ぶ。

今回の展示会は園區の優秀な特許技術の成果を展示し、技術、資本、市場の諸要素のドッキングと融合を進めて、園區のハイ・テクノロジーの成果のプラットフォームを建て、園區の投資、融資問題の解決に積極的な推進作用を果たした。(国家知識産権局 2007年11月11日)

○司法関連の動き

★★★1. ファイザー、「バイアグラ」特許めぐり勝訴★★★

米ファイザー社のED治療薬「バイアグラ」の特許無効をめぐる訴訟の終審判決が10月27日、北京市高級人民法院であった。判決を受け、国家知識産権局専利複審委員会(JPO審判部にあたる。以下、「複審委」)はファイザー社の特許を無効とする審決を撤回することになり、ファイザー・アイルランド・ファーマシューティカルズ(以下、「ファイザー」)と複審委との3年に及ぶ争いが集結した。これにより、2014年までの間、国内の製薬会社がバイアグラ(中国名「偉哥」または「万艾可」)の成分である「クエン酸シルデナフィル」をED治療薬に使用した場合、権利侵害とみなされる。

国家知識産権局は2001年9月19日、バイアグラの特許権を承認し、保護期間を2014年までとした。その後、中国の製薬会社12社が同年10月29日、複審委にバイアグラ特許の無効を求める申請を提出した。

複審委は2004年7月5日、ファイザー社が「バイアグラ特許の説明書を十分に公開していない」ため「専利法(特許法)」の規定に合致しない、との理由でファイザー社の特

許を無効とする審決を出した。2004年9月28日、ファイザーは複審委を提訴。その後、北京第一中級法院は特許無効審決の撤回を命じる一審判決を出したが、国内12社は同判決を不服とし、北京市高級法院に控訴していた。

北京高級法院は、「説明書に述べる治療効果と実験データの間には明確な指向性や関連性がない」とする複審委の主張を、事実認定の誤りと判断、是正すべきと指摘。終審判決では、バイアグラ特許の無効決定が覆され、ファイザーがバイアグラの特許を再び承認された。

ファイザーは10月28日、本紙に声明を寄せ、「判決は特許保護に対する中国の決意を示すものであり、中国へ投資活動を行う企業のマインドを高めた。ファイザーは引き続き、中国における自身の知財権保護に全力を尽くす」と述べている。(毎日経済新聞 2007年10月29日)

★★★2. 「秀水街」商標権侵害で訴えられ、ノース・フェイス勝訴 ★★★

このほど、アウトドア製品メーカー「ザ・ノース・フェイス」が、商標権侵害されたとして北京市内の「秀水街」市場の管理会社である「北京秀水街服装市場有限公司」(以下、秀水公司)を相手取った訴訟で、北京市第二中級法院(地裁)は29日に、原告の訴えを認め、秀水公司に侵害行為の即時停止、謝罪、また損害賠償の支払いを命じた。

原告ノース・フェイスが、昨年11月より同市場で大量のコピー商品が売られ、商標専用権が侵害されたとして、計50万円の賠償を求めていた。秀水公司側は答弁では、テナントがコピー商品を店頭で並べていたわけではなく、客がこっそり買い求めたもので、そこまで監督できなくて、市場の管理者として、これまで市場内の経営者に対して厳格に管理しており、権利侵害行為に対して積極的な調査・処分を行い、市場の管理者としての審査と管理の義務を履行したと主張し、裁判所に原告の訴訟請求を断るよう要求した。

北京市第二中級法院は審理により、次のように判断した。

工商行政管理の関連規定によれば、「秀水公司」は秀水街市場の経営管理者として、その市場内の経営者の取次商品の出所と商標授權書類の真実合法性を厳格に審査し管理する義務がある。しかし被告側は原告の警告状を受けた前後の時間帯でかかわる経営者の商品の出所と商標授權手続きの真実合法性を審査したことを証明できる関連証拠を提出できなかったため、「秀水公司」はかかわる経営者の権利侵害行為に便宜を提供したとし、相応の民事責任を引き受けるべきである。

こうした判断から、北京市第二中級法院は「秀水公司」に商標専用権侵害の即時停止を命令。また、市場内に声明を貼り、権利侵害行為によりにノース・フェイス与えた悪影響を除き、さらに経済的損失の賠償金及び訴訟のための合理的な支出として合計4万元を支払うよう命じた。(中国法院網 2007年10月29日)

★★★3. 商標不正登録事件で勝訴、百年老舗「王致和」 ★★★

腐乳(フウルウ)などの調味料で消費者に愛され、100年の歴史を誇る中国の老舗「王致和」集団は、自社の商標が不正登録されたとして、ドイツ欧凱(OKAI)社を提訴していた訴訟の一審判決が、現地時間14日の午後にミュンヘン地方裁判所であった。裁判所は原告の訴えを認め、王致和集団の勝訴となった。これは中国の老舗が海外で権利保護する際の初めての勝訴である。

昨年3月に、「王致和」の腐乳(フウルウ)、調味料、サービス商標の三種の商標は独欧凱(OKAI)社により登録された。欧凱(OKAI)社はドイツにおいて、「王致和」を含める多種の中国食品を販売する会社である。その後、王致和集団はドイツの裁判所に提訴し、

今年の八月に法廷審議が行われた。

ドイツの裁判所は審議により、OKAI 社がドイツの商標法、不正競争禁止法に違反するとして、王致和集団の訴えを認めた。

王致和集団の王家槐総経理（社長）は、「今回の海外での権利保護の勝利により、自社の権利を守る際も心強くなった、今後権利侵害されたとしても、法律手段で対応する決意がある」と表明した。（CCTV ニュース 2007年11月15日）

★★★4. ケンウッド、中国での権利侵害訴訟勝訴 ★★★

ケンウッドは11月12日、自社製品（トランシーバー）の意匠権などの知的財産権が侵害されたとして、中国企業3社に対して提起していた訴訟で、最終的な勝訴の判決が出され、北京市高級人民法院（高裁）は相手側に総額430万元の損害賠償の支払い命令が出されたと発表した。3社の中国企業は福建冠威通信技術有限公司、北京頤暢園高科技有限公司、福清融威通信有限公司である。

同社は、3社に対する(1)商標権侵害および不競法違反 (2)著作権侵害 (3)意匠権侵害の計3件の訴訟を北京市第一中級人民法院（地裁）に提訴し、第一審判決で全面勝訴。その後、相手方の上告により審理されていた北京市高級法院でも、上告棄却による第一審判決維持という全面的勝訴を言い渡された。

実は、これはケンウッドが中国での初めての知財紛争事件ではなく、ケンウッド製のトランシーバーの外観設計を剽窃する嫌疑がかかるため、深セン市好易通科技有限公司も訴えられたことがある。2005年3月18日、深セン市好易通科技有限公司との意匠権侵害紛争事件で、ケンウッドも最終的に勝訴を確定した。（北京商報 2007年11月13日）

○統計関連

★★★1. 5年間で6万件的知財侵害事件を摘発 工商総局発表★★★

11月4日、中国当局の発表によると、全国の工商機関は2002年から今年の上半期までに累計6万件的知的財産権侵害案件を摘発した。

2007年11月4日、湖南省長沙市で、「2007年中国商標祭り」が開催された。席上、国家工商管理行政総局公平交易局の李文章副局長は、全国の工商機関は2002年から今年の上半期までに累計6万件的知的財産権侵害案件を摘発したことを発表した。

近年、各地方工商局はニセモノ商品の販売、名称・包装の偽装、会社名の詐称など知的財産権侵害案件を厳しく取り締まっていることを李副局長は紹介した。2002年以来、摘発された事件の被害額は合計14億元に達し、科された過料・没収された違法商品などの金額は計4億7000万元に及ぶという。

今年上半期に摘発された案件は、商標に関するものは2526件で被害額は2542万元、過料1471万元が科された。知名商品の特有な名称・包装の偽装は1104件、被害額は1599万元、過料666万元が科された。他人の名前、他企業の名称の詐称は782件、被害額は3276万元、過料1170万元が科された。

情報によると、ここ数年来、工商部門は米国のエスティーローダー社、コカ・コーラ（中国）、などの海外企業の知的財産権問題を解決したため、社会の各界特に海外から高度な評価を得た。（新華社2007年11月04日）

★★★2. 税関の1～3四半期の摘発案件、被害総額2億3000万元★★★

税関総署によれば、今年第1～3四半期に税関で摘発された知的財産権侵害にあたる貨物は1914件で、被害総額は2億3000万元に相当する。

税関でのチェック作業量の急増に対応するため、全国の税関では法執行に新たな理念を導入し、リスク分析などの新しい手法を取り入れることで、知財権侵害に当たる貨物の摘発効率を改善している。摘発された知財権侵害に当たる輸出入貨物のうち、90%以上が税関で独自に摘発された。

税関における知財保護で良好な効果を上げるためには、国内関係部門との協力が欠かせない。現在、税関は国家工商行政管理総局、国家知識産権局、公安部などと優れた連携体制を構築。捜査協力、権利侵害貨物の認定、取り締まりに関する情報共有、法執行担当者の研修、重要問題に関する意見交換などで、踏み込んだ協力を展開している。（中国政府網 2007年11月13日）

★★★3. 中関村の企業、売上 8500 億元で 2003 年の 3 倍に★★★

北京市の中関村科技园管理委員会の戴衛主任は7日に開催した「第12回中関村プロジェクト推進会」では、2007年末までに同科技园にある企業の技術工業総売上が25%以上成長し、総額は03年のおよそ3倍に当たる8500億元に達するとの見通しを明らかにした。またハイテク企業の第3四半期（7-9月）までの総売上高は、前年同期比27%増の5700億元に達しており、利益総額は73%増、納税金額も40%の増加を記録したという。

戴主任によると、07年は園内12社が国内外で上場しており、新規公開株（IPO）の総額は約80億元。全体では98社が上場しており、IPOは620億元に上る。年内にさらに2、3社が上場する見通しで、上場企業が100社を上回るのも間近と見られる。

同管理委員会は、現在米シリコンバレーの経験を研究しており、ベンチャーファンドの設立など、質の良い金融サービスの提供を模索している。特に株式制度の改革を推進しており、現在改革中の企業は120社、準備段階の企業が170社に上る。また複数のベンチャー企業が合同で債券を発行する取り組みも行われており、現在は8社の企業が3億7000万元の社債を発行している。

一方、技術に関する知的財産権の取引を促進するため、中関村技術産権交易所が2003年に運営開始し、さらに、1年後（04年）到北京産権交易センターと合併した。同交易センターの06年の取引高は120億元に上った。（中国証券報 2007年11月8日）

★★★4. 税関総署の「竜舟行動」、1日平均14件の違反摘発★★★

税関総署の展開する知的財産権特別取締り活動「竜舟行動」は、スタートからの1カ月間にすでに権利侵害案件433件を摘発し、件数は前年同期を57%上回る1日当たり14件に達している。「竜舟行動」は、これまでの最大規模な水際における知財侵害品取締り特別活動で、今年10月1日から行われた。

期間中、税関はリスク分析に着目。貨物の品目、取扱業者、貿易相手国別、通関企業などの申告項目の動向を分析するとともに、各違反貨物の輸出入ピーク期等の特徴を踏まえ、合理的かつ効果的な動態リスク分析を実施。摘発の効率化を図っている。

税関はさらに、知財権所有者や業界協会との連携を図り、違反貨物の特徴や動向などの情報収集を随時行い、的を絞った取り締まりを展開している。

統計によれば、深セン税関は「竜舟行動」の開始以来、知財権所有者から寄せられた情報により10件余りの権利侵害を摘発。摘発件数は前年同時期の倍に達した。（政府網 2007年11月16日）

○その他知財関連

★★★1. 米、中国との知財対話強化望む★★★

米国商務省の知的財産担当事務次官、米特許商標庁（USPTO）ジョン・デュダス長官は10月24日午前、「米大使知的財産権円卓会議」の記者会見で、米国が世界貿易機関（WTO）に調停を求めたのは、知的財産権問題をめぐる米中協力を変動させるためだけでなく、未解決の具体的争点の解決を目指したためだと述べ、中国との二カ国間の知財対話・協力の継続を望む米側の考えを示した。

デュダス長官は「中国の国家知識産権局は、すでに世界の五大特許局の仲間入りをしている。中国国家知識産権局と米特許商標局はいずれも、それぞれの機構の発展に伴う課題に直面している」と表明。これが中・米両局が戦略協力作業計画を締結した理由だと述べた。

当面の中米間の知財問題について、デュダス長官は「対立解決のベストの道は対話継続」と表明。中国は成熟した貿易相手国で、WTO加盟国でもあり、今後は米国など他国の知財システムにかかわる中国企業も今後増えるとの見方を示した。その上で、中国企業や知財権所有者が米国の知財関連の法体系を知り、米企業が中国の知財権をめぐる現況知ることが必要になると指摘した。（知識産権報 2007年10月25日）

★★★2. 中国初の自主知的財産権を持つ二次元コード登場★★★

10月12日に開かれた「漢信碼」国家規格公表記者会見では、中国初の自主知的財産権を有する二次元コード規格「漢信碼」（GB/T21049-2007）は8月23日に国家質量監督檢驗檢疫総局及び国家標準化管理委員会より発表されたことが明らかにされた。2008年2月1日より実施される予定。

「漢信碼」国家規格は中国物品コードセンターより制定された。汚れ、損傷、変形に対する抵抗力は極めて高く、また識別スピードが速い、情報ボリュームが大きい、図形が美しい、そのうえ暗語化技術も含まれている等の特徴がある。「漢信碼」は160万の漢文字符の情報を支持することができ、同様の情報量に使われる「漢信碼」符号面積はその他のバーコードより遙かに小さく、また、数字、アルファベット、漢字、画像、音像、マルチメディアなど、二進法化できるすべての情報を表示することが可能で、さらに写真、指紋、署名、音などのデジタル化可能な情報を「漢信碼」に変換できるという。紙、カード、PVC、金属の表面に簡単に印刷することができることから「コスト零」の技術とも呼ばれている。「漢信碼」は政府機関、軍隊、金融、税務、物流、商工業、税関の管理など数多くの分野での情報化に適すると見られる。

専門家の紹介によると、数年来二次元バーコードのコア技術は先進国より独占されているため、識別用設備の価格は高いままであった。「漢信碼」コードの作成と識別システムは完全に我が国が自主的に開発したもので、我が国の二次元バーコードの応用コストを著しく下げることができるため、全国での二次元バーコード応用の普及、中国の自動識別産業の発展に大きく寄与するものだと見られる。（国家質検総局ウェブサイト 2007年10月15日）

★★★3. 交通銀行、中小企業向けに「著作権保証融資」サービス★★★

交通銀行北京支店はこのほど、著作権を抵当とする融資サービス「コンテンツ産業中小企業著作権保証融資」を開始した。コンテンツ産業を手がける中小企業の資金調達に、力強いサポートを提供する。同支店は昨年10月にも、知的財産権を抵当とする中小企業向けの融資サービス「展業通」を打ち出している。

同サービスの対象となるのは、北京市が重点的にバックアップする映画テレビ産業、出版業、公演業、芸術品販売業、アニメ・漫画産業、オンラインゲーム産業——の6業界。

交通銀行北京支店によれば、重点 6 業界の中小企業は、指定協力機関で融資プロジェクトへの総合評価を受け、さらに銀行の融資審査に合格すれば、同支店から最高 3000 万元の融資を受けられる。償還期間は最長 3 年間で、与信枠は繰り返し利用できる。

北京市は国内有数のコンテンツ産業の集積地。北京市政府は昨年「北京市コンテンツ産業発展戦略」を打ち出し、同産業促進を経済構造の調整に向けた重要策と位置づけている。(新華網 2007 年 11 月 8 日)

★★★4. 特許法の第 3 次改正、広東で座談会★★★

國務院法制弁公室教科文衛司(教育科学文化衛生司)の史敏巡視員、国家知識産権局条法司の尹新天司長を団長とする法制弁及び知識産権局の調査団一行 7 人は 10 月 29 日～11 月 1 日の間、広東省広州市や深セン市などで、両機関の「専利法(特許法)」第 3 次改正作業に関する調査研究を行い、同作業に関する座談会を開いた。

第 3 次改正作業の進められている「専利法」は、社会各界の幅広い関心を集めている。調査研究は、広東省における特許・実用新案・意匠の管理や保護活動、活動をめぐる困難や課題を知るとともに、改正案(意見募集用草稿)に対する省内各界の意見を収集する狙いで行われた。座談会では、改正作業に関する建設的な意見が多数寄せられ、広東省の特許事業の着実かつ健全な発展や、社会各界の知財意識向上にとって、基礎固めの機会となった。(国家知識産権局 2007 年 11 月 2 日)

★★★5. 海賊版、中国コンテンツ産業に 1000 億元単位の損害★★★

海賊版は中国のコンテンツ産業に与えた直接の損害は、1000 億元単位の損——。北京中視広聯文化発展有限公司の胡其鳴董事長(会長)は 11 月 9 日に開幕した「2007 中国(北京)国際版権フォーラム」で、驚くべき数字を挙げた。胡董事長は、国内の映像文化作品に対する海賊版の打撃が、輸入製品を上回ると指摘。知的財産権の保護強化が急務だとした。

胡董事長によれば、中視広聯会社の発行した映画作品について社内で調査を行ったところ、鑑賞者の 4 分の 3 が海賊版ディスクを使用していたことが分かった。「06 年、中国における映画興行収入は 28 億 3000 万元だったが、もし海賊版が存在しなければ、興行収入が 4 倍の 113 億元に上っていたはずだ」と胡董事長は計算する。

北京市版権局の馮俊科局長は 11 月 9 日のフォーラムで、「海賊版の取り締まりと同時に、人々の著作権保護・運用意識を育てていく必要がある」と指摘し、その成功例として、「老鼠愛大米」を紹介した。インターネット上で人気を博した歌曲「老鼠愛大米」(ネズミが米を愛すように)は、ヒット後、著作権認定や商標登録などが行われ、さらに音楽アルバムやカラオケ、携帯電話の着信音、小説、携帯電話ゲームなどの収益商品が次々と誕生。作曲家や音楽会社・飛樂音像公司是 1 億元単位の利益を得ている。(北京晚報 2007 年 11 月 10 日)

★★★6. 米ハネウエル、上海に中国総合研究開発センターを設立★★★

米ハネウエル社は上海で 12 日、傘下の特殊材料グループ・電子材料部門のグローバル本部を米国内から上海に移すと明らかにした。ハネウエルの中国市場における戦略構想を示す動きだ。

ハネウエルはすでに、中国国内の研究機関の統合を進めており、新たにハネウエル中国総合研究開発センターを設ける。新センターは、航空、自動化制御、特殊材料、交通システムという四大事業グループの研究開発を手がける「航空母艦級」拠点となる。来年 1

月には建設費 1300 万ドルの新実験棟が完成する予定で、新センターへの投資総額は 8000 万ドルを超える見通し。所属研究者は 1000 人以上に拡大する。これにより、新センターはハネウエルにとって世界最大級の研究拠点の一つになる。(国際商報 2007 年 11 月 21 日)

★★★7. ハイアール、ソウル東京に R&D センター設立へ★★★

国家発展・改革委員会(発改委)は 14 日に、海爾(ハイアール)集団が韓国のソウルと日本の東京に研究開発(R&D)センターの設立を許可したことを公式サイトを通じて明らかにした。これまでに、この中国最大の家電メーカーは、「グローバル化」は研究開発、仕入れなどの多要素により共通に実現されるものであると強調してきた。

同社の対外宣伝部の汲広強部長によると、R&D センター設立の目的はブランドのグローバル化で、そのためには研究開発、部品調達、製造、販売、資金運用のすべてを全地球規模で展開する必要があるという。しかし、それぞれの R&D センターの投資規模と雇用予定人数については企業秘密にかかわるとして、公開しなかった。

また、この前海爾集団最高経営責任者(CEO)の張瑞敏が記者取材への回答によると、同集団は 2006 年研究開発費に 67 億元を投入、全世界における売上高の 6.2%に相当し、中国企業の平均をはるかに上回るという。海外での研究開発費は全体の 70%だった。

これまで同集団は、欧州に 4 カ所、米国に 2 カ所、イスラエルに 1 カ所の計 7 カ所の海外 R&D センターと、海外情報センター 15 カ所を設立している。(人民網 2007 年 11 月 15 日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved